

高松市  
ユニバーサルデザイン  
基本指針（素案）

高 松 市



## 目 次

### 第1章 指針の策定に当たって

- 1 指針策定の背景・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1
- 2 指針策定の趣旨・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 2
- 3 指針の位置付け・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 3

### 第2章 ユニバーサルデザインとは

- 1 ユニバーサルデザインの考え方・・・・・・・・・・・・・・・・ 4
- 2 ユニバーサルデザインの7原則・・・・・・・・・・・・・・・・ 4
  - (1) 公平性
  - (2) 柔軟性
  - (3) 単純性
  - (4) 分かりやすさ
  - (5) 安全性
  - (6) 負担の少なさ
  - (7) スペース等の確保
- 3 バリアフリーとユニバーサルデザイン・・・・・・・・・・・・ 6

### 第3章 高松市が進めるユニバーサルデザイン

- 1 これまでの取組・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 8
- 2 目指すべき姿・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 9
- 3 基本理念・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 9
- 4 心のユニバーサルデザイン・・・・・・・・・・・・・・・・ 10

## 第4章 取組の方向性

- 1 身体等の状況ごとの特性・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 11
  - (1) 高齢者
  - (2) 手や足の不自由な人
  - (3) 目の不自由な人
  - (4) 耳の不自由な人・言葉に障がいのある人
  - (5) 精神等に障がいがある人
  - (6) 内部機能に障がいのある人
  - (7) 妊産婦
  - (8) 子ども，子育て中の人
  - (9) 外国人
- 2 ユニバーサルデザイン推進のための取組・・・・・・・・・・ 14
  - (1) ひとづくり
  - (2) まちづくり
  - (3) ものづくり
  - (4) 情報・サービス

## 第5章 それぞれの役割

- 1 市の責務・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 18
- 2 市民の役割・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 18
- 3 事業者の役割・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 19
- 4 市民活動団体の役割・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 19

## 第1章 指針の策定に当たって

### 1 指針策定の背景

わが国では、65歳以上の高齢者人口が3,000万人を突破し、総人口の4分の1以上を占めているほか、合計特殊出生率も人口を維持するために必要な水準を大きく下回るなど、急速な高齢化と少子化が同時進行し、かつて経験したことのない人口減少社会を迎えています。

こうした社会では、高齢者が様々な生き方を主体的に選択することができるように配慮した自立支援の施策等を進めるとともに、性別や障がいの有無など、個人の特性や置かれた状況にかかわらず、個性と能力を十分に発揮でき、自己選択と自己決定の下に社会のあらゆる活動に参画できる共生社会の実現が求められています。

このようなことを踏まえ、国においては、平成16年に子育てバリアフリーの推進が盛り込まれた「少子化社会対策大綱」のほか、誰もが社会の担い手として役割を持つ国づくりを目指して、「バリアフリー化推進要綱」が策定され、社会のバリアフリー化を目指した各種取組が進められてきました。

さらに、平成18年には、「高齢者、身体障害者等が円滑に利用できる特定建築物の建築の促進に関する法律（ハートビル法）」と「高齢者、身体障害者等の公共交通機関を利用した移動の円滑化の促進に関する法律（交通バリアフリー法）」を統合・拡充した「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律」（いわゆる「バリアフリー新法」）が施行され、対象者の明確化や対象施設の拡充、面的なバリアフリー化を促進するための制度の充実などが進められています。

しかし、この環境整備が、高齢者や身体に障がいのある人などを対象として

行われてきたことから、特定の人への配慮という理解に留まっているという反省を踏まえ、平成20年には、国民一人一人が自立しつつ互いに支え合う共生社会の実現を目指して、「バリアフリー・ユニバーサルデザイン推進要綱」が策定されました。

今後はさらに、これまでの取組を踏まえ、高齢者、障がい者、子どもや子育て家庭など、すべての人が安全で安心して生活することができる快適な生活環境の整備を、社会全体で進めていくことが求められています。

## 2 指針策定の趣旨

本市においても、国と同様に少子・高齢化が進展しているほか、障がいのある人の社会進出の機会の増加や、国際交流の活発化による外国人観光客の増加などにより、様々な立場や個性を持つ人が共に暮らし、触れ合う機会が増えています。

そのため、今後は、一人一人の多様性が尊重され、年齢や障がいの有無にかかわらず、誰もが快適に生活できるよう、施設や道路整備などハード面だけでなく、制度や施策の充実などのソフト面を含めた、総合的なまちづくりを推進する必要があります。

この総合的なまちづくりを推進するためには、本市が実施する幅広い分野の施策にユニバーサルデザインの考え方を取り入れる必要があるとともに、行政としての市だけでなく、市民、事業者、市民活動団体等が共通の現状認識に基づき、実施する事業や活動のすべてに、この考え方を深く浸透させていくことが重要であり、全市的な取組として展開することが求められます。

この指針は、みんなが安心して快適に暮らすことのできる、ユニバーサルデザイン社会の実現を目指し、様々な主体が協働して取り組むことができるよう、

その考え方や方向性について明らかにするために策定するものです。

### 3 指針の位置付け

本指針は、国の「バリアフリー新法」や香川県の「福祉のまちづくり条例」など、各種法律等と整合を図るとともに、ユニバーサルデザインに関する基本的な考え方を示し、高松市総合計画に基づき実施する、すべての施策の基礎となるものです。

## 第2章 ユニバーサルデザインとは

### 1 ユニバーサルデザインの考え方

「ユニバーサルデザイン」とは、1980年代に、アメリカの建築家でノースカロライナ州立大学のユニバーサルデザインセンター所長を務めたロナルド・メイス氏によって提唱された概念です。

この言葉は、universal（普遍的な、すべての）と design（企画・設計）という2つの英単語を合わせたもので、一般に、年齢や性別、障がいの有無、国籍等の違いに関係なく、最初から、できるだけ多くの人に使うことができるよう、製品や環境をデザインすることを言い、今日では、まちづくりやものづくり、情報やサービスの提供、社会環境整備を含め、幅広い意味で使われています。

### 2 ユニバーサルデザインの7原則

ユニバーサルデザインの7原則とは、ロナルド・メイス氏を中心に、建築家や工業デザイナー、技術者、環境デザイン研究者などからなるグループが協力してまとめたものです。

これは、ユニバーサルデザインを理解する上で基本となる考え方で、環境、製品、コミュニケーションなどを含めた、幅広い分野での方向性を明確にしています。

#### (1) 公平性

誰にでも利用できるように作られていること。



(2) 柔軟性

自由度が高く、使う人の様々な好みや能力に合うように作られていること。

(3) 単純性

使う人の経験や知識，言語能力，集中力に関係なく，使い方が簡単で分かりやすく作られていること。

(4) 分かりやすさ

使用する際の状況や，使う人の視覚，聴覚などの感覚能力に関係なく，必要な情報が効果的に伝わるように作られていること。

(5) 安全性

うっかりミスや，意図しない行動が，危険や思わぬ結果につながらないように作られていること。

(6) 負担の少なさ

効率よく，気持ちよく，疲れないで使えるようにすること。

(7) スペース等の確保

どんな体格や姿勢，移動能力の人でも，操作がしやすいスペースや大きさにすること。

### 3 バリアフリーとユニバーサルデザイン

ユニバーサルデザインとよく似た考え方にバリアフリーがあります。

どちらの考え方も、誰もが快適に生活し、参加できる社会を目指すという目標は共通しています。

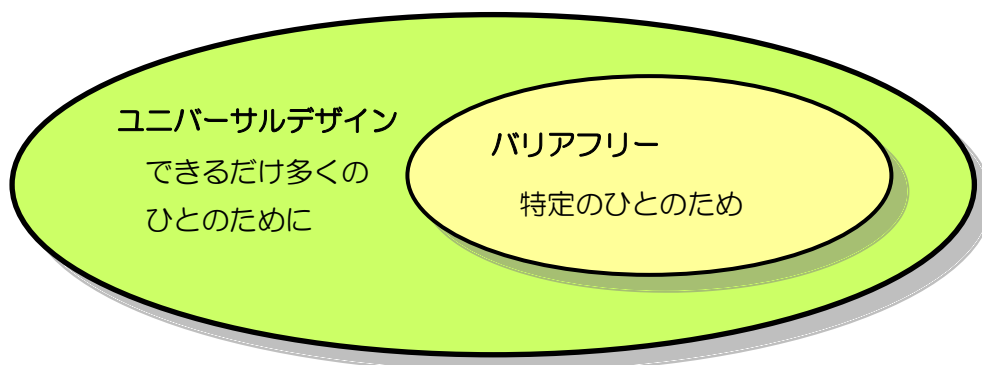
バリアフリーは、主に高齢者や障がいのある人を対象とし、日常生活や社会生活の中での様々な障壁（バリア）となるものを取り除いていこうという考え方です。

段差解消のためのスロープやエレベーターの設置など、すでにあるバリアを取り除くことにより、これまで行動しづらかった人々の社会参加のために成果を上げています。

一方、ユニバーサルデザインは、特定の人だけを対象とするのではなく、年齢、性別、障がいの有無、国籍等の違いにかかわらず、すべての人を考慮に入れて計画・実施することにより、始めから障壁（バリア）を作らないようにするという考え方です。

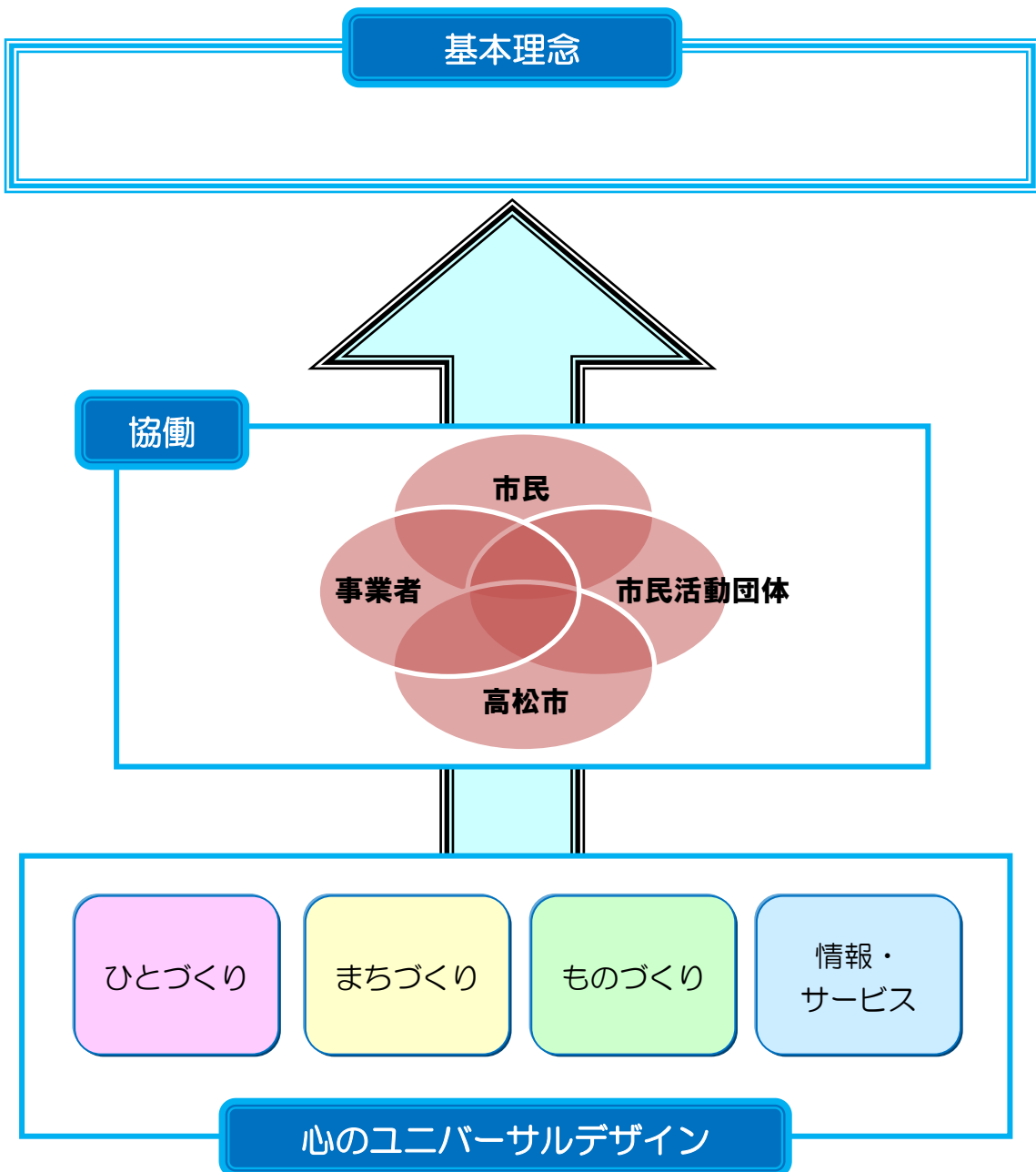
ユニバーサルデザインは、バリアフリーを含んだ包括的な考え方であると言えます。

バリアフリーとユニバーサルデザインの関係イメージ図



### 第3章 高松市が進めるユニバーサルデザイン

高松市ユニバーサルデザイン基本指針の概念図



## 1 これまでの取組

本市では、平成20年に第5次高松市総合計画を策定し、その中で、「人と環境にやさしい安全で住みよいまち」や「健やかにいきいきと暮らせるまち」など、6つのまちづくりの目標を掲げ、居住環境や道路環境の整備、高齢者の生活支援、障がい者の自立支援など、市民一人一人が健やかにいきいきと暮らせるまちの実現を目指してきました。

これらの目標を実現するため、平成15年に策定した、施設整備などハード面に主眼を置いた「交通バリアフリー基本構想」に基づき、バリアフリー施策の推進に取り組むとともに、22年に策定した「高松市地域福祉計画」を始め、「たかまつ障がい者プラン」や「高齢者保健福祉計画」など、各種の福祉計画に基づき、住みよいまちづくりのための施策に取り組んでいます。

## 2 目指すべき姿

今後は、本市においても、少子・高齢化がさらに進展するとともに、企業のグローバル化や外国人観光客の増加など国際化の進展により、社会環境が急速に変化していくことが予想されます。

このため、これまでの取組を基本としつつ、さらに、「一人一人の多様性が尊重され、障がいの有無や年齢にかかわらず、誰もが快適に生活できるようにする」というユニバーサルデザインの考え方を取り入れ、住みよいまちづくりを進めることが重要となってきます。

また、本市には、四国八十八箇所霊場のお遍路さんへのお接待に代表される、訪れた人を温かく迎える「おもてなし」の風習が古くからあります。世界の人々が盛んに行き交うこの時代に、改めてこの古き良き風習を再認識し、国内外からの訪問者にも気持ちよく過ごせるよう、温かさや優しさが感じられる、「おもてなしの心」あふれるまちづくりを進める必要があります。

これらのことから、本市では、「おもてなしの心」を取り入れた、高松らしいユニバーサルデザインを推進することにより、住む人と訪れる人の双方が満足できるまちを目指します。

## 3 基本理念

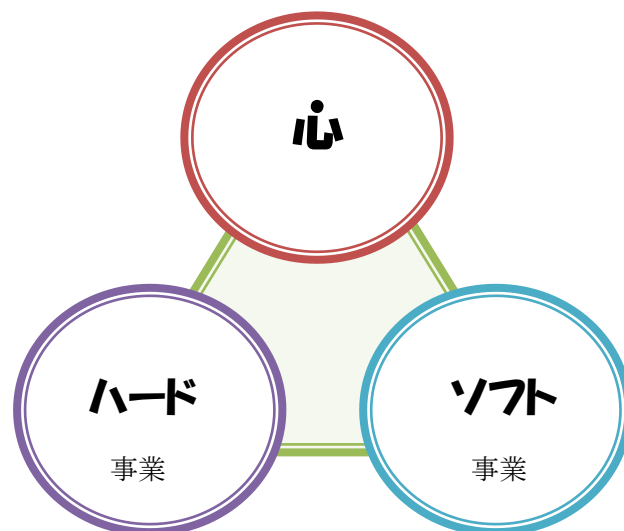
#### 4 心のユニバーサルデザイン

人の能力や立場はそれぞれ異なっており、また、状況ごとに必要とされるものは変わってくることから、その希望や要望のすべてについて、施設や設備のハード面、制度や施策のソフト面で対応することは、費用や技術的な条件などからみても、現実的ではありません。

ユニバーサルデザインの社会を推進していくためには、施設や制度の充実だけでなく、相手の立場に立ち、思いやり、助け合うといった「心」での対応が重要となります。

このため、本市では、おもてなしの心を持ち、困っている人に「気づき」、そして「気づかい」、さらに温かい「声かけ」をし、相手が望む「手助け」をすることを「心のユニバーサルデザイン」として位置付け、これを推進していきます。

この「心のユニバーサルデザイン」を推進することにより、一層、柔軟で細やかな、相手の立場に立った対応が可能となり、誰もが住みやすく訪れやすいまちをつくることができるようになります。



## 第4章 取組の方向性

### 1 身体等の状況ごとの特性

高齢者や障がい者，子育て家庭などが不自由を感じることなく生活するためには，周囲の人による相手の立場に立った優しさと思いやりが必要です。

しかし，妊娠初期の人や聴覚に障がいのある人，身体の内部に障がいのある人など，外見から判断しづらい人もいます。

社会には，いろいろな状態や特性の人がいるということを知るとともに，それぞれの人に合わせた配慮ができるように，主な身体等の状況の特性をまとめました。

#### (1) 高齢者

歳をとることにより，体力や運動能力といった身体機能が低下し，長距離の移動や長時間立っていることが困難になるだけでなく，視力，聴力といった感覚機能の低下により，小さな文字が見えにくくなったり，会話や案内が聞き取れなくなるなど，様々な場面で行動に制約を受ける場合があります。

#### (2) 手や足の不自由な人

手や足の不自由な人の中には，書類の記入など細かい作業が困難な人，立つことが困難な人，話すことが困難な人などがいます。

また，杖や松葉杖や車椅子，義足などを使用する人は，階段や手動のドアがあると一人では進めなかったり，床に落ちたものを拾うことが困難な場合などがあります。

(3) 目の不自由な人

目の不自由な人の中には、全く見えない人だけでなく、見えづらい人や特定の色が分かりにくい人がいます。

慣れていない場所では一人で移動することが困難な場合が多いほか、文字の読み書きが困難な場合があります。

(4) 耳の不自由な人・言葉に障がいのある人

耳の不自由な人には、全く聞こえない人だけでなく、聞こえにくい人や言語障害を伴う人がいます。

補聴器をつけていても明瞭に聞き取れているとは限らなかつたり、声に出して話せても聞こえていない場合などがあります。

(5) 精神等に障がいのある人

精神障害や発達障害のある人は、外見から分かりにくいほか、ストレスを感じやすかつたり、コミュニケーションを取ることが苦手な場合があります。

知的障害のある人は、複雑な話や社会的なルールが理解しにくかつたり、自分の意思をうまく伝えられない場合などがあります。

(6) 内部機能に障がいのある人

内部機能とは内臓機能のことで、心臓機能、ぼうこう・直腸機能など、7種類の機能障害が定められています。

障がいのある臓器だけでなく、全身の機能状態が低下しているため、疲



れやすかったり，重い荷物を持ったりする行動に制限があるほか，携帯電話の影響が懸念される場合や，専用のトイレが必要な場合などがあります。

(7) 妊産婦

妊娠中は，体調が不安定になったり，疲れやすくなるほか，お腹が大きくなるため，足元が見えにくくなり，わずかな段差につまずきやすくなったりします。

また，ホルモンバランスが変化し，感情や体温のコントロールが難しくなるなど，身体面，精神面の両方で大きな変化があります。

(8) 子ども，子育て中の人

子どもは体調を崩しやすく，また，突発的な行動を取ることがあるほか，乳幼児は授乳やおむつ換えなどの特別なスペースが必要になります。

子育て中の人には，子どもを優先して生活するため，外出や社会参加など，様々な場面で行動が制限されることがあります。

(9) 外国人

外国の人は，日本語が理解できないために周囲とコミュニケーションを取ることが難しく，不安やストレスを感じることもあるほか，文化や制度が異なるため，普段の生活に不便を感じる場合があります。

## 2 ユニバーサルデザイン推進のための取組

この指針で目指すユニバーサルデザイン社会の実現を図るため、「ひとづくり」、「まちづくり」、「ものづくり」、「情報・サービス」の4つの取組分野を定め、それぞれの場合において配慮すべき点をまとめました。

### (1) ひとづくり

#### ア 普及啓発

ユニバーサルデザインについての理解を深めるため、様々な広報媒体を活用し、ユニバーサルデザインの考え方や実例を紹介する機会の提供に努め、社会的な認知度を高めます。

また、事業者等に対しても広く周知啓発することにより、ユニバーサルデザインについての積極的な取組を促します。

#### イ 人材育成

ユニバーサルデザインの理念を理解し、地域や職場で率先して行動できる人材を育成するため、研修会などの実施に努めるとともに、ユニバーサルデザインについて学ぶことができる様々な機会を提供するよう努めます。

また、お互いの個性や違いを理解し、様々な多様性に気づく心を醸成するため、子どもの頃からユニバーサルデザインについて学習し、体験できる環境の整備を進めます。

## (2) まちづくり

### ア 建築物

施設の整備および改修に当たっては、「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（バリアフリー新法）」や「香川県福祉のまちづくり条例」など、関連法等の趣旨を踏まえるとともに、広く利用者等の意見を聴き、誰もが安全かつ快適に利用できるよう配慮します。

また、施設の維持管理に当たっては、施設管理者や利用者に対して意識啓発を行い、利用者が不便に感じる点などがあれば改善に努め、利用しやすい施設を目指します。

### イ 道路

国，県，市の道路管理者が連携し、「バリアフリー新法」など、関連法等の趣旨を踏まえるとともに、広く利用者等の意見を聴きながら、視覚障害者誘導用ブロックの設置，段差の解消など，ユニバーサルデザインに配慮した整備を進めます。

また，障害物の除去や分かりやすい案内標識の設置などにより，安全に移動できるだけでなく，高齢者や子ども連れなど，誰もが快適に利用できる歩行空間の整備に努めます。

さらに，自転車利用者に対する交通マナーの啓発や，歩行者と自転車の通行区分の分離など，自転車，歩行者ともに利用しやすい環境整備に努めます。

### ウ 公園・観光地

誰もが安全かつ安心して楽しめるような，潤いとやすらぎのある公園整

備や管理に努めるとともに、利用者のマナー向上を図ります。

観光地においては、「おもてなしの心」で接客サービスの向上に努めるとともに、国内だけでなく海外の観光客が楽しむことができるよう、多言語の案内板設置などハード面だけでなく、通訳や道案内など、ソフト面においても配慮します。

## エ 公共交通

誰もが安心して自由に移動できるよう、バスや電車などの公共交通機関の利便性の向上を図るとともに、旅客施設等については、ユニバーサルデザインに配慮した、誰もが利用しやすいものとなるよう、公共交通事業者への意識啓発に努めます。

また、利用者が施設等を快適に利用できるよう、マナーの向上を図ります。

## (3) ものづくり

### ア 製品開発

利用者の利便性の向上と地域産業の振興を図るため、産学官の連携を強化し、様々な特性を持つ利用者を想定した製品開発を促進します。

### イ 利用促進

市においては、ユニバーサルデザインに配慮した製品の優先的な購入に努めます。

また、事業者等においても、製品の利点や意義について情報を提供することにより、利用者の理解と関心を深めるなど、利用の促進を図ります。

#### (4) 情報・サービス

##### ア 行政情報，行政（窓口）サービス

年齢や言語の違いなどにかかわらず，誰もが必要な情報を入手し，適切なサービスを受けることができるよう，行政に関する情報を，複数の手段を用いて分かりやすく提供するよう努めます。

また，窓口においては，職員一人一人がユニバーサルデザインの考え方を意識し，専門用語の使用を控え，相手の状況に合わせた親切で分かりやすい説明を心がけるとともに，各種行政書類や手続きの簡略化を図るなど，利用者の負担の軽減を図ります。

##### イ その他の情報・サービス

映像，音声，紙など様々な広報媒体を活用し，誰もがいつでもどこでも望んだ情報を得られ，サービスの提供を受けられるような環境づくりに努めます。

## 第5章 それぞれの役割

ユニバーサルデザインの考え方を取り入れた社会を実現するためには、行政だけでなく、市民や事業者、市民活動団体など、地域社会全体での取組が必要であり、これらの様々な団体が、それぞれの立場と役割を認識した上で協働することが重要です。

### 1 市の責務

市は、本指針に基づき、一人一人の多様性が尊重され、障がいの有無や年齢、性別などにかかわらず、誰もが快適に生活できるまちづくりを進めるため、職員に対して積極的に意識啓発を行い、ユニバーサルデザインの考え方を浸透させるとともに、すべての施策に活用できるよう努めます。

また、ユニバーサルデザイン推進のために全庁的な連携・調整を図り、広報紙やホームページの活用、イベントの開催など、あらゆる機会を通じ、情報発信と普及啓発活動を行います。

### 2 市民の役割

市民は、ユニバーサルデザインの考え方を理解し、身近でできるところから、主体的に取り組めます。

そのためには、多様な人々に対する理解を深め、マナーを守るとともに、他人を思いやり、困っている人の手助けができるようになることが大切です。

また、行政や事業者などに対し、問題点や改善方法の建設的な提案を行うとともに、ユニバーサルデザインに関するボランティア活動に積極的に参加するなど、市民一人一人が、自分の問題として活動を行うことが重要です。

### 3 事業者の役割

事業者は、利用者にとって真に安全・安心で利用しやすい製品・サービスの提供や、従業員にとって働きやすい職場環境の整備を進めることなどのほか、環境保全活動や社会貢献活動などにも積極的に取り組みます。

また、職場や業界内におけるユニバーサルデザインの考え方の普及啓発やユニバーサルデザインを先頭に立って推進する人材の育成などを行いながら、事業活動の中で具体的なユニバーサルデザインの取組を進めます。

さらに、利用者が安全・安心して製品やサービスを利用できるよう、製品情報等について広く公開することや、製品の企画立案の段階から多くの利用者の意見を聴き、製品づくりに反映させる仕組みづくりを進めます。

### 4 市民活動団体の役割

市民活動団体は、専門性や柔軟性などの特性を持つ、地域社会を支える重要な担い手であることから、行政、事業者、他の団体などと連携・協力を図りながら、ユニバーサルデザインの考え方を取り入れた活動を行います。

また、市民活動団体の特性を生かし、ユニバーサルデザインの考え方の啓発、利用者の多様なニーズの把握、行政、事業者等への改善に向けての提案など、その普及に向けて積極的な活動を行います。

## 付 属 資 料

- ユニバーサルデザインの7原則
- バリアフリーとユニバーサルデザインの比較
- 身体等の状況ごとの特徴や注意点